

○町民税・県民税申告書の提出期限は

# 3月17日(月)です

令和7年度町民税・県民税申告受付は  
ホームページから予約ができます。

1日最大120名(毎時定員20名×6回)の完全入替制とさせていただきます。また、当日券は8時から配布いたします。ホームページからの予約も出来ますので、是非ご活用ください。詳細は、ホームページや別紙をご覧ください。

## 令和7年度町民税・県民税申告の手引き

町民税・県民税は前年(令和6年1月1日から令和6年12月31日まで)の所得に基づき課税されます。町では提出された申告書の内容に基づき町民税・県民税の課税・国民健康保険税等の資料といたしますので、下記を参照の上、必要な人は提出してください。なお、ホームページでは、町民税・県民税の申告書の作成や、税額の計算もできます。作成した申告書を印刷し、必要書類を添付して税務課住民税担当にご提出ください。FAXや電子メール等による提出はできません。詳細はホームページをご覧ください。

### 1 申告書をお送りしている人

- (1)前年に町民税・県民税の申告書を提出された人
- (2)その他、申告の必要があると思われる人

### 2 申告書を提出しなければならない人

- 下記に関わらず、税務署に確定申告書を提出する人は、町民税・県民税申告書を提出する必要はありません。
- 下記に該当せず、申告書の提出が必要ない人は、大変お手数ですが、申告書は破棄していただきますようお願いいたします。

#### (1)給与所得者で次に該当する人

- ①勤務先から三芳町役場へ給与支払報告書の提出がなかった人(勤務先に確認してください)。
  - ・パート・アルバイト等を含みます。
  - ・2ヶ所以上から給与がある人は、全部の勤務先からの給与支払報告書の提出が必要です。※1
- ②年末調整をしていない人で、控除を追加したい人。※1
- ③給与所得以外に所得がある人
  - ・給与以外の所得が20万円以下の人は、確定申告の必要はありませんが、町民税・県民税についてはすべての所得の申告が必要となります。

#### (2)給与所得者以外で、次に該当する所得があった人 ※1

- 営業等、農業、不動産、雑、配当、譲渡、一時、山林、退職所得。
- (3)公的年金等の収入金額が400万円以下で、扶養親族、医療費控除等の控除を追加したい人 ※1
  - ・控除を追加しなくても町県民税が非課税の人は、町民税・県民税の申告で医療費控除等の控除を追加しても、税額に影響はありません。詳細は、別紙フローチャートをご覧ください。

#### (4)令和6年中に収入はなかったが、次に該当する人

- ・税証明(課税、非課税、所得証明)を発行する必要がある人。
- ・国民健康保険の被保険者及びその世帯主。
- ・後期高齢者医療保険、介護保険の被保険者及びその世帯全員。

#### (5)三芳町以外に住民登録があり、三芳町内に事業所又は家屋敷を有する人

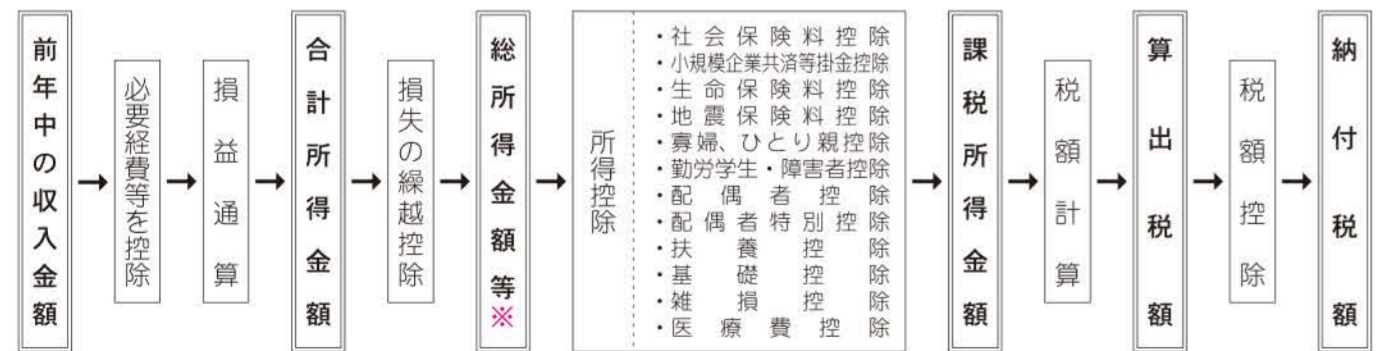
- ・均等割だけ課税になる場合があります。

※1 所得税の還付を受けたい人や確定申告書の提出義務がある人は、税務署へ確定申告書の提出が必要です。詳細は、税務署にお問い合わせください。(町民税・県民税の申告書を出しただけでは、町県民税にしか計算がされません。)

### 3 町民税・県民税の税額計算の方法

町民税・県民税は所得割と均等割と森林環境税の合計額です。

#### (1) 所得割



※損失の繰越控除後の総所得金額、山林所得金額、退職所得金額、分離課税の所得金額

#### ●所得割の税率

- ・町民税……………一律6%
- ・県民税……………一律4%
- ※分離課税の所得については、それぞれの税率

#### (2) 均等割

- ・町民税……………3,000円
- ・県民税……………1,000円

#### (3) 森林環境税

- ・森林環境税(国税)……………1,000円

## 町民税 申告書 (記入例)

令和7年度分 町民税 申告書				整理番号	
現住所	三芳町大字藤久保1100-1			業種又は職業	会社員
1月1日現在の住所	同上			電話番号	258-0019
フリガナ	ミヨシ タロウ	個人番号	〇〇〇〇△△△△×××××		
氏名	三芳 太郎	続柄	本人	基本コード	
提出年月日	年 月 日	生年月日	明・大・平・令	世帯主の氏名	三芳 太郎
7	2	22	54.6.7	住所コード	
3 所得から差し引かれる金額に関する事項				収入金額	
社会保険等の種類		支払った保険料		円	
⑬ 社会保険料控除		360,000		円	
⑭ 小規模企業共済等掛金控除		319,200		円	
合計		679,200		円	
⑮ 生命保険料控除		130,000		円	
⑯ 地震保険料控除		55,000		円	
⑰～⑲ 障害者控除		2		級	
⑳ 扶養控除		33		万円	
㉑～㉒ 配偶者控除		150,000		円	
㉓ 基礎控除		430,000		円	
㉔ 雑損控除		152,000		円	
㉕ 医療費控除		320,000		円	
合計		2,996,200		円	
所得				所得金額	
1 営業等				5,000,000	
2 不動産				1,000,000	
3 配当				5,200,000	
4 雑				600,000	
5 給与				3,720,000	
6 公的年金等				1,400,000	
7 業務その他				70,000	
8 短期長期一時				25,000	
9 所得				780,000	
10 給与				430,000	
11 不動産				2,844,200	
12 配当				152,000	
13 雑				320,000	
14 合計				2,996,200	
15 社会保険料控除				679,200	
16 小規模企業共済等掛金控除				319,200	
17 生命保険料控除				130,000	
18 地震保険料控除				55,000	
19 障害者控除				2	
20 扶養控除				33	
21 配偶者控除				150,000	
22 基礎控除				430,000	
23 雑損控除				152,000	
24 医療費控除				320,000	
合計				2,996,200	

裏面にも記載する欄がありますので注意してください。  
※従来の医療費控除は、4 所得から差し引かれる金額の⑳医療費控除の区分欄には、何も記入しないでください。セルフメディケーションの場合は、区分欄に「1」を記入してください。

#### ◎前年中所得のなかった人の記入例(裏面16)

16 前年中所得のなかった人の記入欄

例: 扶養又は仕送りで生活(住所:〇〇県××市〇〇町〇-〇、三芳 次郎、続柄 夫)、病気療養、預貯金で生活など

#### ●添付書類について

- ・医療費控除を追加する場合、同封の「医療費控除の明細書」を記載の上、必ず添付してください。領収書の添付は必要ありませんので、ご自宅で保管ください。
- ・社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、地震保険料等の控除証明書は必ず添付してください(複写可)。添付がないと、控除を追加できない場合があります。

#### ●町民税・県民税申告書の提出について

- ・添付書類及び申告書の記載に不備がないかを確認の上、同封の返信用封筒でご返送ください。
- ・申告書の記載が終わって提出のみの人は、1階の税務課(4番窓口)で提出できます。ただし、控入は発行できません。作成がお済みの申告書の提出のみ受付いたします。
- ・ご来庁いただく際は、申告関係書類の他に、マイナンバーカード・顔写真付きの身分証明書をご持参ください。代理申告をする際は、委任状が必要な場合があります。(現在も三芳町に住民登録があり、同世帯の人であれば基本的に委任状は不要です。)

※この手引きは、令和6年11月末日現在の地方税法等に基づいています。今後税法の改正がされたときは改正後の税法により税額を計算します。

## 町民税・県民税申告受付日及び受付会場

月 日	対象地域		会場
	午前9時～11時	午後1時～4時	
2月6日(木)	全地域		藤久保公民館ホール
2月7日(金)	(還付申告相談・年金受給者申告相談)		
2月17日(月)	上富1区～3区		
2月18日(火)			
2月19日(水)	北永井1区～3区		
2月20日(木)			
2月21日(金)	藤久保1区～2区		
2月23日(日)	全地域		
2月25日(火)	藤久保1区～2区		
2月26日(水)			
2月27日(木)	藤久保3区～4区		
2月28日(金)			
3月1日(土)	全地域		
3月3日(月)	藤久保3区～4区		
3月4日(火)			
3月5日(水)	藤久保5区～6区		
3月6日(木)			
3月7日(金)	竹間沢1区・みよし台1区		
3月10日(月)			
3月11日(火)			
3月12日(水)			上記の日程に都合のつかない人が対象です。
3月13日(木)			
3月14日(金)			
3月17日(月)			

町の申告会場では、所得税及び復興特別所得税の申告も受付できますが、令和5年分以前の申告、青色申告、準確定申告(亡くなった人の申告)等は受付できないため、税務署で申告してください。受付できない申告については広報1月号やホームページにてご確認ください。

## 申告書の書き方

### 1. 収入金額等及び 2. 所得金額の記入の仕方

ア①営業等所得……………卸売業、小売業、製造業等の営業から生ずる所得や保険の外交員、作家、俳優などの自由職業から生ずる所得です。収入金額をアに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を①へ記入してください。

イ②農業所得……………米、麦、野菜、果樹の生産などの事業から生ずる所得です。収入金額をイに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を②へ記入してください。

ウ③不動産所得……………地代、家賃などから生ずる所得です。収入金額をウに記入し、収入から必要経費を引いた所得金額を③へ記入してください。※ア、イ、ウの所得がある人は、記帳・帳簿等の保存が必要となります。

エ④利子所得……………利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得です。(源泉分離課税分を除きます。)

オ⑤配当所得……………法人から受ける剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息並びに投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)及び特定受益証券発行信託の収益の分配に係る所得です。※配当所得については、申告書裏面「8 配当所得に関する事項」を用いて計算してください。

(裏面につづく)

申告書の書き方がわからないとき、また申告について不明な点がありましたら、税務課住民税担当までお問い合わせください。

**三芳町役場税務課住民税担当**  
TEL 049-258-0019 / 内線 131 ~ 134